

麻薬処方患者における痛みの程度の記載率

- 分子

- 分母のうち当該施設において初めて麻薬が処方された日もしくは次回の診察時の診療録に痛みの程度の記載がある患者数

- 分母

- 当該施設において麻薬が処方された患者数

算出方法

1. 麻薬が処方された患者を分母とする。
 - i. 「別表:麻薬リスト」に該当する薬剤が処方された患者とする

2. 分母のうち、痛みの程度の記載がある患者を分子とする。
 - I. NRS (Numerical Rating Scale) の記載を対象とする
 - II. 言葉による痛みの程度に関する記載を対象とする
 - III. その他、疼痛の評価尺度の形態は問わず、診療録上で疼痛の有無・程度の変化の確認などの記載があれば対象とする

reference

1. 厚生労働省 平成29年度医療の質の評価・公表等推進事業 共通指標セット
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000166331.html>
2021.05.18)

変更履歴

変更日	内容
2019/04/12	新規指標。
2021/05/18	reference追加。